

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
朝日町携帯サイト <https://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- ①発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- ②発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- ③基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話でご相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等にご相談いただく目安

- ①少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
- ②相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

【妊婦の方へ】

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等にご相談ください。

【お子様をお持ちの方へ】

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで、ご相談ください。

※なお、この目安は、町民の方が、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

▶連絡先

「新型コロナ受診相談センター」（帰国者・接触者相談センター）

☎0120-88-0006（フリーダイヤル）

※毎日24時間対応（土日祝日含む）

3. 医療機関にかかる時のお願い

- ①複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- ②医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

「新しい生活様式」今後の感染予防として日常生活の中で取り入れてください!

(1) 一人ひとりの基本的な感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ・人との間隔は、**できるだけ2メートル（最低1メートル）**空ける。
- ・遊びに行くなら**屋内よりも屋外**を選ぶ。
- ・会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスクを着用**。
- ・家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・**手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧**に洗う。(手指消毒薬の使用も可)
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・規制や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこであったかをメモにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめに**手洗い、手指消毒** ・咳エチケットの徹底 ・こまめに喚起
- ・身体的距離の確保 ・「**3密**」の回避（密集、密接、密閉）
- ・毎朝の体温測定で健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ・通販も利用する
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画を立て素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは前後にスペース

公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯はさけて
- ・徒歩や自転車利用も併用

娯楽、スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ち良く
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食はさけて
- ・発熱や風邪症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやローテーション勤務 ・時差通勤でゆったりと ・オフィスはひろびろと
- ・会議や名刺交換はオンライン ・対面での打合せは喚起とマスク
- ※業種ごとの関せ拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

町の生活支援、経済対策について

①小中学校給食費支援

年間給食費の半額を支援します。

- ▶**支援内容** 年間給食費（1人あたり）×1/2
※詳細は各学校から保護者の方へご連絡します。

- ▶**問合せ先** 教育文化課 学校教育係
☎67-3302

②子育て応援特別手当

0歳から3歳未満児（令和2年度中に3歳になる子どもを含む）に対して、6月から9月までの4か月にわたり手当を支給します。

- ▶**申請方法** 児童手当の受給口座に振り込み。
公務員の方には申請書類を郵送します。

- ▶**支給額** 月額5,000円（1人あたり）×4か月
※8月に出生した子どもまで該当

- ▶**問合せ先** 健康福祉課 福祉子育て係
☎67-2132

③放課後児童クラブ利用料支援

利用自粛要請解除後から9月分までの利用料の一部を支援します。

- ▶**支援内容** 利用料（1人あたり）×1/2

- ▶**問合せ先** 健康福祉課 福祉子育て係
☎67-2132

④水道使用料支援

5月分検針から9月分検針までの5か月間、水道使用料を減額します。

- ▶**支援内容** 水道使用料（1か月あたり）×1/2

- ▶**問合せ先** 建設水道課 上下水道係
☎67-3570

※**共同飲用井戸利用料金**についても水道使用料と同様に、5月分から9月分までの5か月間、利用料金を減額します。

- ▶**支援内容** 利用料金（1か月あたり）×1/2

- ▶**問合せ先** 税務町民課 住民生活係
☎67-2119

⑤山形県災害・経営安定資金

最近1か月の売上高が前年同期比10%以上減少している農林漁業者に対する運転資金の無利子貸し付けを、金融機関、県、町で行う。

- ▶**支援内容** 償還5年以内（うち据え置き1年）
※貸付限度額500万円

- ▶**問合せ先** お近くのJAバンク等金融機関

町有施設を利用する方へ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、町有施設を利用する際は、予防対策を行っていただくとともに、下記の留意事項を遵守くださるようご協力をお願いします。

▶留意事項

1. 不特定多数の方が参加するイベント等での利用は、ご遠慮ください。

2. 上記以外で比較的少人数（最大50人程度）のものについては、次の(1)～(5)の事項を実施できる環境等を整えていただくようお願いします。

- (1) 集団感染の発生リスクを下げるため、3つの密（密閉、密集、密接）を避けるなど、以下の事項を全てクリアすること。

- ①密閉：適切な換気を。持続的な換気、または1時間に1回～2回程度の換気

- ②密集：座席の間隔を確保する。目安は2メートル。

- ③密接：近接した距離での会話を避ける。

- ④感染防止：マスクの着用、手指の消毒、入場者の制限や誘導など適切に。

- ⑤内容：大声での発声や歌唱、声援は控える。

- (2) 2週間以内に海外または特定警戒都道府県から帰県、来県した人は、参加（利用）を控えてもらう。イベント当日もその旨を会場に掲示する等の対応を。

- (3) 参加者に対して、マスク着用等による感染予防策を周知する。

- (4) 出席者、参加者の氏名と連絡先（電話番号等）を可能な限り把握すること。（感染者が発生した場合、その濃厚接触者の健康観察等を確実に実施するため）

- (5) イベント等の当日は、3つの密を発生させないことや感染防止を促すためのチラシ配布、注意喚起などの対応を工夫して実施する。

今後の感染状況により、利用をお断りする場合があります。ご理解をお願いします。

町有施設等の再開状況、今後の予定について

施設名	再開状況および今後の予定	問合せ先
小・中学校	6月5日（金）まで段階的に再開し、その後通常どおり	教育文化課 学校教育係 ☎67-3302
あさひ保育園	5月18日（月）から通常どおり再開	健康福祉課 福祉子育て係 ☎67-2132
子育て支援センター	当面の間、休館	
放課後児童クラブ 「りんごっこ」	5月11日（月）から通常どおり再開	
開発センター	5月18日（月）から利用再開	総務課 財務係 ☎67-2111
創遊館、西・北部公民館、各施設グラウンド・ゴルフ場	5月18日（月）から利用再開 ※団体利用は要相談	教育文化課 生涯学習係 ☎67-2118 西部公民館 ☎67-2208 北部公民館 ☎68-2111
町立図書館	5月18日（月）から利用再開 ※本の貸し出し、返却のみ	教育文化課 生涯学習係 ☎67-2118
屋内体育施設 (町民体育館、健康増進センター、北部体育館) 屋外体育施設 (緑ヶ丘グラウンド、西部地区総合運動場、秋葉山グラウンド)	5月18日（月）から利用再開 ※高校生以下の利用は禁止、団体利用は要相談	教育文化課 生涯学習係 ☎67-2118 西部公民館 ☎67-2208 北部公民館 ☎68-2111
朝日自然観	5月31日（日）まで休館	朝日自然観 ☎83-7111
道の駅あさひまち 「りんごの森」	5月11日（月）から営業再開	道の駅あさひまち 「りんごの森」 ☎85-0623
りんご温泉	5月11日（月）から営業再開	りんご温泉 ☎67-7888
高齢者生産活動センター 「いもがわ温泉」	5月12日（火）から営業再開	高齢者生産活動センター 「いもがわ温泉」 ☎67-7249